

質問No.	講義	質 問	回 答
1	考查B 解説	スライドP99 竪穴区画の「階段室2(屋内階段2)」は、特定防火設備となっていますが、防火設備の誤りでしょうか。(防火設備であっても適合ですが)	竪穴区画は防火設備(以上)が要求されます。スライドは防火設備の記載の誤りです。
2	考查B 解説	建築計画1で道路高さ制限を求める場合、容積率を求め法別表第3より適用距離と勾配を求めてから具体的な算定に入らないといけないと思いますが、回答ですとその工程が省かれておりますが、いいのでしょうか？	実際の試験では、適用距離と勾配の記述をお願いします。 解答例は、明らかに適用距離内(敷地の縦横寸法が20m以下)なので、記述を省略したものと思われます。 演習の解答例を参考にしてください。
3	考查B	「令和6年度版 建築基準適合判定資格者の手引き」 P127 令和5年 考查B 建築計画2 P127の「6用途地域内の用途制限」の適合○の理由ですが、自動車車庫は、P123で「建築物に附属する自動車車庫とする。」と定義されているので、独立車庫の規定(300㎡以内、かつ、2階以下のものは建築可能)が適用されるのではなく、附属車庫(令130条の8)の緩い方の規定が適用され、建築可能では無いのでしょうか？ 「独立車庫」と「附属車庫」の違いが、よく分からないので、ご教示いただければと思います。	ご指摘の通り、今回は附属車庫と明記されているので、附属車庫の規定(令130条の8)によっても、3階以上の階になく、自動車車庫以外の用途の延べ面積を超えないので、適法となります。 ただ、前提として、(へ)項第四号の書き出しの「自動車車庫」は独立車庫に限定したものではないと解されます。今回の計画ではありませんが、例えば、附属車庫:2階建250㎡、本体用途200㎡の場合、令130条の8の規定には適合しませんが、(へ)項第四号本文に適合し、独立車庫で許容されるものは建築可能と考えられます。  また、建築基準法では、独立車庫と附属車庫の明確な規定はないのですが、言葉の通り 独立車庫は、単独で設置される自動車車庫。 附属車庫は、同一敷地内に主たる用途の建築物があり、それに附属する車庫。になるかと思えます。
4	考查B	「令和6年度版 建築基準適合判定資格者の手引き」 令和5年度の解説の考查B用途地域の問題について、 付属の車庫であるのに単独車庫((は)項六号)の検討をしているのはなぜですか？ 付属の車庫((は)項八号)の検討だけではだめですか？	過半が第1種住居地域なので、(は)項第六号ではなく、(ほ)項第一号及び(へ)項第四号の検討となります。 ご指摘の通り、今回は附属車庫と明記されているので、附属車庫の規定(令130条の8)によっても、3階以上の階になく、自動車車庫以外の用途の延べ面積を超えないので、適法となります。 ただ、前提として、(へ)項第四号の書き出しの「自動車車庫」は独立車庫に限定したものではないと解されます。今回の計画ではありませんが、例えば、附属車庫:2階建250㎡、本体用途200㎡の場合、令130条の8の規定には適合しませんが、(へ)項第四号本文に適合し、独立車庫で許容されるものは建築可能と考えられます。

※回答の可能な質問のみ掲載いたします。